

# 名古屋税理士界

発行所／名 古 屋 税 理 士 会

発行責任者／副 会 長 橋本博孔

名古屋市千種区覚王山通8-14

編集責任者／広報部長 高橋隆美

税理士会ビル4階 電話(052)752-7711(代表)

印 刷 所／共生印刷株式会社

2006.12 No.592

平成18年12月10日発行

ホームページアドレス <http://www.meizei.or.jp/>



《主人の冬羽りっぱでしょ！》※写真説明は16頁

撮影・淺野博嗣会員（名古屋中村支部）

## 目 次

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| ・[ウェーブ].....(2)            | ・[会員異動].....(14)         |
| ・[プリズム].....(3)            | ・[ミュンヘン税理士会訪問記].....(17) |
| ・[会務報告]正副会長会/支部長会 .....(3) | ・[掲示板].....(29)          |
| ・[日税連会務報告].....(8)         | ・[認定研修のお知らせ].....(30)    |
| ・[電子申告特集].....(12)         | ・名古屋税理士協同組合報.....(32)    |

## 平成18年度 第3回 名古屋税理士会研修会を開催

平成18年度第3回名古屋税理士会研修会は、11月6日（月）・7日（火）の両日にわたり、名古屋国税局担当官、井上新氏（税理士）を講師に迎え、名古屋、岐阜の2会場で開催された。

名古屋会場は、名古屋市内各支部並びに半田・多治見・中津川支部の会員を対象に愛知厚生年金会館で開催され、1,333人の会員が受講した。また、岐阜会場は、岐阜県内各支部の会員を対象に岐阜市文化センターで開催され、372人の会員が受講した。

研修内容及び時間は両日とも同じで、①「e-TAX」について②「知っておきたい電子申告の基礎知識」③平成18年度の主な税制改正事項、平成18年度法人税改正」④「平成18年分の年末

調整に関する留意事項、平成18年分の所得税確定申告に向けて特に留意していただきたい事項」をテーマに講演が行われた。



### 〔お詫びと訂正〕

平成18年11月6・7日の両日開催されました第3回名古屋税理士会研修会の配布資料中、P 64「e-Tax 対応財務会計ソフト」にミスプリントがありましたので、お詫びして訂正いたします。

#### (正 誤 表)

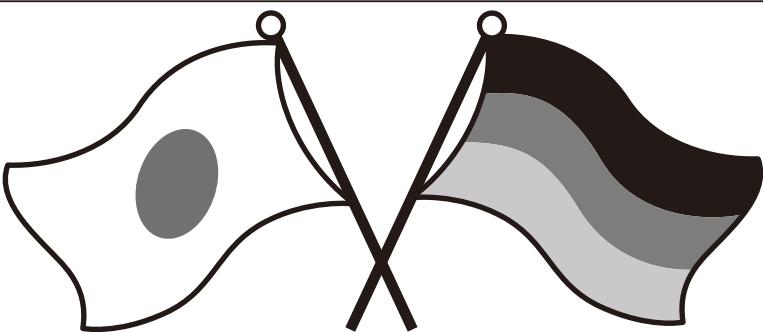
e-Tax対応財務会計ソフト（10月20日電子申告展示会で確認）

##### 変更前

メーカー	ソフト名		e-Taxの使用
	基本ソフト	対応ソフト	
(株)NTTデータ	達人シリーズ	達人Plus（無償）HPからDL	必要
	達人シリーズ	達人CUBE（有償）	
	◎弥生会計・オーケン（大臣シリーズ）・タクティクス達人・オービック他		

##### (変更後)

メーカー	ソフト名		e-Taxの使用
	基本ソフト	対応ソフト	
(株)NTTデータ	達人シリーズ	達人Plus（無償）HPからDL	必要
	達人シリーズ	達人CUBE（有償）	
	◎弥生会計・オーケン（大臣シリーズ）・タクティクス達人・オービック他		



# 名古屋税理士界 会員登録





## ドイツ・ミュンヘン 税理士会を公式訪問

訪問団団長 久野 峯一

本年10月名古屋税理士会は、ドイツ・ミュンヘン税理士会への2回目の訪問を行いました。これは2001年10月に名古屋税理士会では国際交流の一環としてミュンヘン税理士会と友好協定を締結し、両会で二年毎に、交互に親善訪問を行うと契したことに基づくものです。

今回の訪問先は、ミュンヘン税理士会、ドイツ連邦財政裁判所、ミュンヘン第一税務署、現地税理士事務所、ダーテフでした。

協議・意見交換の主要テーマは、今、我々が当面している電子申告、納税をめぐる諸問題と税理士事務所の収入、コスト構造等であり両会から現状報告があり、活発に意見交換を行った。

現在、税理士会では、電子申告の実施率を2010年までに税理士の50%が実施するという数値目標を掲げて推進しているところですが、ドイツでの電子申告の普及率は約20%であり徐々に上昇しているとのことでした。

また、付加価値税・源泉徴収税の申告納付は原則として電子申告、納付を義務付けており、(但し罰則規定はない) 100%に近い普及となっており、その普及率の高さに驚きました。

納税者にとって利便性がよく、さらに税理士の電子申告、納税に対する認識の高さが普及の高さに結びついていると感じました。

国際化・情報化・規制緩和等の流れの中で会社法の改正、会計基準の整備も行われました。

中小企業においては原油価格の高騰による、原材料価格の上昇等まだまだ厳しい環境が、依然として続いております。中小企業をクライアントとの中心とする、私共税理士には厳しい状況下でもあり、これからも税理士制度を維持発展させるためには、このような国際交流も意義あるものと考えます。

前回訪問の報告書等も参考に事前準備をいたしましたが、現地で直接見聞することにより問題の理解度が異なり、訪問の甲斐があったと感じています。これからも、両会の友好関係を継続していきたいと思います。

終わりに、訪問団を暖かく受け入れ対応いた

だきましたミュンヘン税理士会の関係者の皆様、また名古屋税理士会の参加者、訪問準備にご協力を賜りました皆様に深く感謝を申し上げ訪問の報告とさせて頂きます。



## ミュンヘン税理士会訪問 ～その成果と展望～

訪問団副団長 小川 令持

### 【はじめに】

名古屋税理士会は、2006年10月4日よりドイツ連邦共和国・ミュンヘン税理士会への第2回目となる公式視察訪問を行いました。

ミュンヘン税理士会と名古屋税理士会とは、名古屋に於いて2001年に友好協定を締結しています。

その友好協定は、税理士制度における国際化的観点のもと、以下の3点を骨子としています。

1. 相互の理解を深めていくことを目的に、両団体の間での定期的な交流を推進する。
2. 税務及び会計制度、税務行政並びに租税救済制度における研究及び情報を交換する。
3. 税理士の社会的使命の向上に資するため、また税理士制度の絶えざる発展に寄与することを目的に、日本とドイツにおける税理士制度と税理士業務について多様な形式により広汎な交流を推進する。

そして、その協定に基づき、会報等情報の定期的な交換と2002年に名古屋からドイツへの答礼訪問が行われ、2年毎に相互訪問を行うとの合意がなされました。その合意に基づき2004年にドイツから名古屋への訪問があり、本年の名古屋からドイツへの訪問に至ったものであります。

友好協定締結へ至った経緯については、2003年2月に発刊された『ドイツ税制視察報告書』に詳細に記されていますのでそれに譲りますが、そもそもその発端は、2000年7月に日税連公開研究討論会実行特別委員会の「申告納税制度における納税者の権利と救済～諸外国の制度」の研究チームが研究視察の一環としてドイツ等への訪問を行ったことにあり、その折のミュンヘン税理士会との意見交換のなかで、税理士をとりまく国際情勢に鑑み、両会の交流の必要性を相互に認識したところにあります。

また、この取組みは役員のみの儀礼的な訪問に止まらず、双方に共通したテーマをお互いに検討する具体的な活動であります。

そして、特に名古屋税理士会においては一般会員に大きく門を開いており、ミュンヘン税理士会からの訪問の折には全会員対象の講演会という形式をとり、名古屋からの訪問団結成においても常に新たな一般会員の参加を求めております。



### 【2006年訪問のテーマ】

今回の訪問に際して、

- 国際的規制緩和の流れの中でのドイツにおける税理士制度の状況を知る
  - 先行している電子申告の状況を知る
- の2点を主要なテーマとしました。

現在、我が国では『規制改革』の流れの中で、税理士制度の根幹に関わる検討がなされております。

「強制入会制度は必要ないのではないか」、「業務独占資格は国民にとって必要か否か」、「士業の国際開放」が主な論点であるといわれております。

また「電子申告」については、政府が推進する『U-JAPAN』構想の中で、我々の業界においては最大の関心事であるといつても過言

ではありません。

ドイツにおいては、EU統合に代表される国際化の流れのなかで、税務業務の一部開放・他地域の税理士以外の者への税務業務開放の問題に既にさらされていること、電子申告に関しても先進的に制度が発展してきていることから、それらについて研究することは、我が国の税理士業界の今後の発展に資するものであります。

次に今回の訪問先について、本会総務部を中心にミュンヘン税理士会側と協議を重ね、

- ミュンヘン税理士会
- ドイツ連邦財政裁判所
- ミュンヘン第一税務署
- 税理士事務所（パートナーにより経営がなされている）
- DATEV（税理士の75%により組織された協同組合）

とされました。前回の訪問時からは、ミュンヘン財務局が除かれ、DATEVが入っています。前回スケジュールが過密であったとの反省と、財務局での検討課題は、ミュンヘン第一税務署において、その目的は達成されること、ドイツでの電子申告に関してはDATEVを是非訪れる必要があるとの検討結果によるものです。

そして、今回のミュンヘン税理士会においての両会の意見交換は、以下のテーマにより行われました。

1. 税理士事務所における電子データ処理
2. 税理士事務所のコスト構造

意見交換の結果ですが、事務所運営に対する問題意識と状況については驚くほど共通したものがあり、事務所あたりの一人あたりの平均的な売上等についても為替の問題はありますが概ね似た状況にあります。

しかし、ドイツにおいてはコンピューターへの意識は進んだものがあること、そして税理士法人あるいはパートナーシップによる事務所運営がさらに重要性を増してきているという事がわかりました。パートナーシップは、日本においては認められておりませんが「税理士」と「経済監査士（公認会計士）」「弁護士」が法人形態でなく契約によって事務所を運営し、クライアントからの多様な要請に対応しているということです。

電子申告についてはこの制度自体は税理士に

とって業務拡大に繋がるものではないが、『納税者の代理』という責務がある以上積極的に取り組んでいるということでした。

また、意見交換での発言の中の『税理士は、租税法を擁護する独立機関であり職業的規制は公共の福祉のためである』、『税理士法人であっても法人が業務を行うのではなく、資格者個人が責任を持って、税理士業務を行う』、『経済監査士・弁護士は税理士業務を行うことができるが税理士と名乗ることができるのは税理士のみ』そして『納税者の代理』という重要な言葉の意味の深さを考えると、これがドイツにおける税理士の社会的地位の高さの理由であるということと、我が国での今後の税理士制度発展のためのキーワードであると痛感致しました。

#### 【おわりに】

今回のミュンヘン訪問も大きな成果を得たと思っております。

まず訪問団員の構成ですが、当初の目的通り固定したメンバーのみではなく新しい会員の参加を得ており、交流が今後へ繋がって行きます。

また、ミュンヘン税理士会から、ドイツ語で『親愛なる同僚』と呼びかけられる通り、我々は同じ課題を抱えた同僚であるということを再確認しました。

久野名古屋税理士会会长からの2年後の日本訪問の招請に対し、シュタインミュンヘン税理士会会长は、「必ず参ります、まだまだ相互に検討すべき課題がたくさんあります」との返答をいただきました。

また「社会は大きく変化して行きますが、我々の友情は変わらない」と申し上げたところ力強い握手で応えていただいたことが強く印象に残っています。

最後に、ミュンヘン税理士会の皆様の真心を尽くした歓待にあらためてお礼を申し上げたいと思います。



#### D A T E V を公式訪問

10月9日(月)早朝、DATEV本社のあるニュルンベルグ行きの特急列車ICEに乗り込みました。非常に快適な列車の旅で、ニュルンベルグ中央駅には約束の訪問時刻よりかなり早めに到着したため、駅前の街並みを少し散策してみることにしました。昔の城壁や石畳がそのまま残っていて、まるで絵本の世界のような素敵な風景ですが、後で聞いたところによれば先の大戦でことごとく破壊されてしまい、戦後にになって復元されたのだそうです。

タクシーでDATEV本社に向かうと郊外の広大な敷地に近代的な建物がいくつも並んでいます。DATEVはドイツの税理士の協同組合組織です。日本のTKCもこのDATEVと提携しており、同様の理念の下で活動していますが、TKCがあくまで一民間会社の域を出ず会員税理士の数も限られるのに対して、DATEVは実にドイツ税理士の80%が加盟しているということで、その規模の大きさ・存在感にまず圧倒されました。



我々を迎えて説明をして下さったのは、販売・サービス部門担当の副理事長であるジークベルト・ルドルフ氏でした。また、DATEV創設者であるハインツ・ゼビガー博士その人にもお会いすることができました。

1966年にニュルンベルグで創設されたDATEVは、今日ではドイツ国内だけでなくベルギー・ポーランド・チェコ・スロバキア・ハンガリー・オーストリア・イタリアといった近隣諸国へも進出しており、将来はヨーロッパ全体で税務・会計監査・法律の専門家に向けた情報サービスの展開を目指しているそうです。

電子申告に関してはDATEVはかなりの歴史があり、1994年の時点で独自の方式による電

子申告をスタートさせていたそうです。これは税理士が電子申告データを作成し固有の通信ナンバーを付したものをDATEVに送信する。DATEVはその通信ナンバーが付されたデータを税務署に送信する。一方で納税者は紙の申告書を提出するが、同じ通信ナンバーで関連づけられているので税務署は両者を対比させ検討した上で納税通知書を発送するというものでした。ただし、このシステムはDATEV会員しか利用できないという欠点を有していたため、その後行政は全ての人が利用できるように新しくELSTERという電子申告の方式を作ったそうです。そして2004年の10月からはDATEVを利用する会員であってもELSTERの回線を使って送信するように一本化が図られてきているそうです。

さて、ルドルフ氏の講演の後はいよいよ工場見学です。この日は偶然にも日本からTKCの社長一行も来られていて、一緒に工場見学をさせていただきました。両社は日頃から情報交換を密にして互いの業務品質向上に役立てているそうです。

説明を受けて一番印象に残ったことは、毎日非常に大量で多種多様な書類を印刷して個別に梱包発送する作業の中で、内容物や配送先の間違いの発生率が限りなくゼロに近いということでした。相手によって書類の量も千差万別ですが、その量に応じた適切な荷姿に梱包して発送するところまで完全に自動化され完璧なシステムが出来上がっていました。

また万が一の火災の場合でも全体がダウンすることなく最小限の機能は維持できるように、防火扉などを効果的に配置したレイアウトになっているそうです。

DATEVで我々が、通常では到底見せていただくことが出来ないような場所まで快く案内していただけたのは、ひとえにミュンヘン税理士会の大切なゲストとして迎えていただけたからこそであり、ここまで信頼関係を築き上げて下さった名古屋会・ミュンヘン会の諸兄に感謝します。

## 三度、ミュンヘンを訪問して

橋本 博孔



今回の訪問で3回目となります。

第1回は2001年の3月から4月にかけてでした。

名古屋税理士会として諸外国の税理士会等との親善や学術交流をめざす第一歩となりました。総務部長・視察訪問団長として、ミュンヘン税理士会への公式訪問はミュンヘン税理士会と名古屋税理士会との友好協定締結に向けた‘先遣隊’とでもいうべき趣きでした。私達訪問団がめざしたのは、友好協定の締結がセレモニーや役員だけの表敬訪問を意味するものであってはならず、会員の資質の向上に資する文献・情報の交換のほか、強制加入制、訴訟代理権を含めた、我国の税務専門家が抱える将来的課題に如何に対処するか等に対する、海外からの手がかりを得ることができればという期待感でした。

これらの思いは、翌年2002年6月の第1回答礼訪問を経て、今回の相互訪問に於いても十二分に貫かれております。

3回目の訪問では研究チームが二手に分かれ、「電子データ処理」と「税理士事務所のコスト構造」という両国に於ける今日的なテーマが取り上げられ、問題点を共有することができました。詳細は別項に記載されている通りです。

この訪問記では、三度にわたる訪問を通じて感じることができたミュンヘン税理士会役員諸氏のうち何名かの印象について触れてみたいと思います。

まずは、シュタイン会長について。

80歳を超える、20年以上の長きにわたってリーダーシップを發揮された特筆すべき人物です。バイエルン州議会議員もかつて経験しておられ、原稿を持たずに、歴史と経験に裏打ちされた琴線に触れる挨拶、演説に畏敬の念を禁じえません。

そして、Dr. シュヴァープ第一副会長。同氏はシュタイン会長の後任として会長の要職を務められることになります。40歳代半ばで、機関銃の如く早口でお話されます。制度問題に限らず、食事中やバスの車中にあっても話題は豊富であり、ジョークにも独特の才能を発揮されて

います。長期政権にも十分に耐えられる本格的なエースの登板ですが、ゴルフが大好きで、どうなるかは不透明(?)といった風評があります。

女性のビュングナーさんも、魅力的な税理士です。理事を経て、現在は副会長になっています。バイエルンの民族衣装がとてもよく似合い、知的好奇心がいつもいっぱいという印象が強い方です。

最後にココット副会長。2年前に名古屋で初めてお会いして今回で2度目になりますが、イタリア系(?)ではと思わせる、実に陽気で慈さくな人物です。もっとも、所掌が研修担当ということで制度面にも造詣が深いのでしょうか、とにかくジョークが絶えず、食事中は笑いが止まりませんでした。小生も「日本のココット」をめざそうか(!!?)と思ったほどです。



左からココット氏、ビュングナー氏、シュタイン会長、  
シュヴァーフ氏、ツェトル氏

そして、今回の訪問の中で、個人的なサプライズを最後に紹介しておきます。ミュンヘン第一税務署を訪問した折、会議室には我々一行を歓迎する掲示板に、なんと『日税連会報』のコピーが掲示されていました。しかも最新版で、小生が日税連広報部長として部長委員長インタビューの司会・聞き手を務めている記事でした。ドイツの地において、まさか自分の顔写真と対面するとは(!)。思いもよらぬサプライズでした。



### ミュンヘン税理士会訪問記

田邊 雅範

ミュンヘン税理士会を訪問することに早くから参加の意思表明をし、同行することが出来ました。2年前に名古屋会を訪問したミュンヘン

税理士会の講演を聴いて、ドイツでの税理士の地位の高さを知り現地でドイツの税理士の活動状況を見てみたいと思ったからです。帰ってきた今は、日本の税理士はよりいっそ税と会計の専門家として研鑽し、社会的地位の向上を目指さなければならないと思いました。

本年4月に訪問団のメンバーが決まり、4月17日の「ミュンヘン税理士会訪問団会議」を皮切りに訪問スケジュールや訪問のテーマなどが検討され始めました。当初のメンバーは会長と副会長4名、総務部副部長と2名の部員それに事務総長、一般公募者の4名で、税理士14名と同伴する夫人4名の17名でした。その後一般公募者1名と副会長1名およびその夫人がご都合により参加できなくなり、総勢14名での参加となりました。訪問の研究テーマは税務訴訟問題と電子申告関係を掲げました。その後も会議は総務部と一般公募者を中心にして何回も行われましたが、副会長のスケジュールは無視され(!!)8月下旬の会議まで参加できずおりました。しかし、団員間ではメーリングリストで会議の内容は連絡されておりました。

会議の中で、ミュンヘン税理士会で双方が講演することになり、テーマとしては「税理士事務所における電子データ処理」と「税理士事務所のコスト構造」となりました。講演は誰にするかなども会議で検討されましたが、先方の講演に合わせ当方も役職者が講演すべきとの声が上がり、前者は私で後者は小川副会長が講演者になることが決まり、前者の資料はパワーポイントで井上新団員が作成することになりました。こういったことが決定された後、最後の2回の会議からやっと参加することが出来、リハーサルなども行いました。井上団員が作成した資料は綿密で膨大なものでした。与えられた時間は通訳を入れて30分と限られたものでしたのでその資料をもとにどのように話すかは悩みました。幸い井上団員のご理解もあり、資料を半分に縮めさせていただき、また日本の電子申告の状況の説明も入れて、16ページのパワーポイントの資料としました。

講演の本番はミュンヘンに到着した次の日で、訪問の一番目です。朝宿泊するホテルを出て、バスで最初にミュンヘン税理士会に向かい、歓迎セレモニーと挨拶の後、まずミュンヘン側か

らの講演がありました。続いて私の講演となりましたが、井上団員のパワーポイント操作とティーテン礼子さんの通訳で無事終了し、多少の質疑があり次の小川副会長の講演に移ることが出来ました。井上団員には再度、感謝申し上げます。



こうして私の役目は無事(??)終了しましたが、その後も帰国直前までミュンヘン税理士会の方々には夫婦ともどもお世話になり、言葉では言い表せないほどのご厚誼をいただきました。また、通訳を介してですが、様々な話をすることが出来ました。その中で印象に残ったのは、ドイツの税理士の地位の高さや税理士会の独立性についてお聞きしたところ、ドリンゲル事務総長さんは「私たちはそれらを勝ち取ったのです」との一言です。日本とドイツの背景の違いはあるにせよ、ドイツの税理士が今の地位を築くための努力の一端を垣間見た気がしました。ミュンヘン税理士会の後の訪問先の連邦財政裁判所やミュンヘン第一税務署、またリヒター&パートナー税理士事務所やDATEVを訪問して、役所・税理士・納税者そして金融機関までもがそれぞれの立場を尊重し信頼して税務関係ができるがっているさまが見て取れ、実感することが出来ました。これから私が税理士としてめざす方向が見えてきたような、有意義なミュンヘン税理士会の訪問でした。



## 海外インターネット事情の考察

大久保道男

10月4日朝、中部国際空港を飛び立つとすぐにノートPCを拡げました。今回の訪問の目的の一つとしてドイツでの電子申告の現状を調査するというテーマがあったわけですが、それに

先立って先ず海外でのネット環境について検証します。手はじめとして飛行中の機内からネット接続を試みました。事前に航空会社のホームページでConnexion by Boeingという接続サービスが利用できることは調べていたものの、果たして本当に繋がるかどうかやってみるまで分かりません。案の定最初はIPアドレスの取得がうまく行かず挫折しますが昼食後に再度試みたところ今度はあっさりと繋がり実験成功です。早速名税ネットへの書き込み・事務所職員とのチャット等を試して正常に接続できることを確認しました。

ミュンヘンに到着し、ホテルにチェックイン後は早速インターネット回線のチェックです。今回宿泊したホテルでは無料で使える無線LANが完備されており、フロントで発行してもらったID・PSWDを入力すれば普段と同じようにブロードバンド回線が利用できます。昔なら、部屋の電話機のモジュラージャックを外してモデムに繋ぎ替えて、接続時間（課金）を気にしながら最寄りのアクセスポイントにダイヤルアップ接続する場面ですが、隔世の感がありました。日本の自宅との間でSkypeによるテレビ電話も難なく出来ましたし、国税庁e-Taxへログインして自分の事務所の源泉所得税の電子申告・インターネットバンキングによる電子納税まで試してみましたが全く問題なく成功です。

さて、いよいよドイツの電子申告の現状について調査するためミュンヘン第一税務署を訪問しました。ここでの大きな収穫は、電子証明書が日本のようにICカードではなく丁度USBメモリーのようなスティックに格納されたものが使われているのを知ったことです。これならカードリーダー不要で、PCのUSB端子に直接挿すだけで利用できるため、日本のe-Taxに比べて障壁が一段低いようです。ドイツでは既に売上税（日本の消費税に相当）や賃金税（源泉所得税）については100%電子申告が義務づけられているそうですが、特に問題なく運用されているとのこと。また、電子申告をした場合には別途紙の資料の提出は不要（ただし保管しておく必要はある）という点も日本より一歩進んでいるとの印象を受けました。もともとドイツの電子申告は、税理士の80%が加盟する協同組合であるDATEVの主導で進められたものを行政側

が取り込んできた経緯があるため、よりユーザーフレンドリーなものになっているのではないかと感じられました。また、電子申告をすることによって「くじ」で景品が当たるという、日本では考えられない遊び心も感じさせられました。最後に聞いた「今はまだ完成していないが、将来は電子税務署を作るのが目標だ」という言葉が印象的でした。

さてドイツの街並みの中を歩いて感じたことです、第二次世界大戦でことごとく破壊されたにもかかわらず石造りの重厚な建物が見事に再建され、まるで街全体が博物館のような佇まいです。この見事な復興ぶりにはドイツ人の底力を見せつけられた思いがしました。



ドイツの鉄道には改札が一切ありません。各人のモラルに頼っているわけですが、もし無賃乗車が見つかれば高額の罰金を請求されることもあって、誰もが正直に切符を買って乗車しているそうです。ルールを厳格に守る国民性は健在でした。日本に帰ってきて鉄道の自動改札や高速道路のETCシステムなどを見るにつけ、多額のコストが結局ユーザーに転嫁されていることを考えれば、果たしてどちらが幸せなのか大いに考えさせられました。



### ミュンヘン税理士会 訪問

荒川 章三

ドイツ・ミュンヘン税理士会との交流は、既に90年代からあったようですが本格的に交流が始まったのは01年に日本税理士会連合会の公開研究討論会のテーマに関して調査研究に訪れた際にシュタイン会長から「是非、友好協定を結びましょう」というお言葉をいただき、それを受け当時の執行部がかねてから国際交流を積極的

に実施すべきと検討していたこともあり、翌01年10月に友好協定が名古屋にて締結されました。

以来、4年に一度の相互訪問が始まり今回が二度目の公式訪問となりました。訪問にあたりましては毎回テーマを設定し、事前に準備を行なっており、今回は電子申告を主たるテーマとし、視察訪問先を選定しました。



一般の旅行とは異なり、ミュンヘン税理士会を通じた税務官公庁への訪問は、私たちをドイツ・ミュンヘン税理士会の会員と同様もしくはそれ以上の待遇で毎回エスコートしていただきました。また、視察にあたっては事前に依頼した各種質問に対し丁寧に回答をいただき、様々な疑問点が解決したり、我が国における問題点を解決する貴重なヒントとなりました。詳細は他の会員の報告に譲りますが、正に「百聞は一見にしかず」という言葉の通りでした。

電子申告に関しては、国税当局も積極的な諸施策を実施し、所得税においては20%の利用率であり、来年には25%に達するであろうということでした。わが国においても積極的な推進が図られていますが諸外国の事例が大変参考になります。

今回の訪問で私自身4度目の訪問となります。が、回を重ねるごとに相互の信頼関係も深まり、相互理解が進んでいることを実感しています。国際化が叫ばれて久しいですが、税理士制度の先進国であるドイツから学ぶことは数多くあり、今後の課題としてはそれらを如何にして会員の方々へ伝えるかということと認識しています。そのためには現在の総務部所掌から発展的に所掌の見直しも必要かもしれません。

国際交流の継続は、他会では役職者のみとしているところ名古屋会では広く一般からの公募も受け、会員の方々への参加の機会を提供しています。今後のこのような有意義な交流を拡大していくために多くの会員の参加を希望します。



## ドイツ視察報告 ミュンヘン第一税務署

井上 新

視察3日目の朝から、ミュンヘン第一税務署を訪問しました。ミュンヘン第一税務署はミュンヘン駅の近くで、駅前の宿泊したホテルから徒歩15分くらい。ミュンヘン税理士会の方々の案内で市内を歩いていき、訪問しました。

車窓からだけでなく、市内を歩いてみても、ドイツは歴史のある国だけにどこの建物も由緒ある感じがします。税務署の建物も日本の税務署とは趣が違い、格調と品格のある建物でした。

署内の会議室に案内され、まずは税務署長の挨拶。日本の空手を趣味とし、競技相手を尊重する精神を学ぶとともに、日々の職務に生かしているというお話をしました。

名古屋税理士会の会長挨拶に続き、電子申告の専門官から、実際にインターネットにつないで、プロジェクトで電子申告の手続き画面の説明に入りました。スクリーンで画面を見せてくださったのですが、職員練習用のテスト版で、一般には公開されていないものとのことです。



電子認証には3種類あり、①ICカードを使う方法、②ネット上の画面で、ソフトウェア認証する方法、③USBメモリースティックにPINをいれて認証する方法です。このうち、②と③について実演をしてくださいました。

ソフトウェア認証のほうは画面に従い質問に回答しながら個人情報を入していく、最終的にオンラインで税務署の認証を受けるというシステムです。

USBメモリースティックの方法は最新の方法でPCにUSBメモリを差込、PINで本人確認する方法で、これから普及させるというこ

とです。この手法であれば、リーダライタが不要で、安全性の確保もできます。

続いて、売上税の中間申告を実演してくださいました。ドイツでは2005年1月より、法整備をして売上税（付加価値税）と源泉徴収税に限り、受付を電子を原則としたために、飛躍的に利用率が伸びたということです。罰則規定はないので、95%とのことです。しかし、今まで低迷していた利用率がそこまで増えるわけですから、日本でも参考になります。ちなみに所得税は20%で本年度目標は25%ということです。

2004年10月以降、DATEV方式はELS TER方式に乗って電子申告するよう変更されました。前回訪問時点では、DATEVは専用回線で全く別の方法だという認識でいたのですが、今はe-TAXと同じ状態になっています。したがって、利用率はDATEVを入れてのことです。

インセンティブについては、税額控除を検討した経緯はあるそうですが実際にはありません。しかし、景品が当たるシステムがあります。日本における年賀状番号の商品のような感じです。ゲーム性を持って利用率を上げていくところが興味深い施策でした。

添付書類も2004年から提出しなくても良いことになっていました。その分、税務署内のリスクマネジメントは気を配っているとのことです。

いずれにしても、日本とドイツでは現実に利用率に大きな差があるので、日本はドイツに学ぶことが実に多いと言えます。



## ドイツ連邦財政裁判所にて

小栗 正章

「財政裁判所はなぜできたのであろうか？」税制と関税に対して法的な方策をとるためにできたのであった。扱うものとしては、連邦および州が徴収する税金に対してである。市町村関係の税金は対象としていない（行政裁判所にて扱う）。日本では申告納税方式であるが、ドイツでは賦課課税方式となっている。一般的に言えば、納税額を書いた納税告知書が税務署から郵送され、納税者がその納税額を支払いたくな

い場合に、裁判が起きるのである。ドイツでは、日本と比べものにならないほど、税金についての裁判が多い。財政の裁判制度については、二審制がとられている。一審が財政裁判所で、二審が連邦財政裁判所である。

### 「なぜ二審制なのだろうか?」「一審と二審の違いはなんだろうか?」

一審については、事実問題（事実認定）について争うことになる。代理人として、税理士の活躍が非常に大きい。税法の複雑さについては、普通の弁護士より税理士の方が詳しいからである。また、顧客とも長い間の付き合いがあるので、その事情をよく知っているからである。

二審については、法律問題（手続き）について争うことになる。事実問題についての検査をしてはいけないことになっている。証人喚問もないし、専門家の意見を聞くこともない。ここでは、代理人として、弁護士の力が大きくなる。税理士も弁護士も、数としては同じぐらいである。

一審では代理人を立てなくともいいが、二審では必ず代理人を立てなければならない。代理人になれるかどうかは、法律で決まっており、税理士・弁護士・公認会計士・経済監査士がなることができる。



日本では、税理士は出廷陳述権を認められてはいるが、代理人としては認められてはいない。ドイツでの現状を聞くと、納税者の権利救済のために、税理士が税務の専門分野において、能力を発揮できるのではないかと思われる。そのためには、手続きについて学ぶ必要がある。ドイツでは、手続きが不備で上告できない件数が、1/3に上っている。なぜ割合が高いかと言うと、ひとつの意見では、裁判所からの要求が高すぎる、厳しすぎるから、間違いが起こりやすいと言われている。

ドイツでは、財政事件は財政裁判所にて、社会保障事件は社会裁判所にて、労働事件は労働裁判所にて、一般行政事件は行政裁判所にて争われることになる。それぞれの事件について、専門性の高い裁判官が判決を下す仕組みになっており、裁判を進めていく上で、とても合理的な印象を受ける。日本でも知的財産所有権の分野では変ってきたが、その他の分野ではまだままだある。裁判は長くかかり過ぎるという感覚があるので、専門性の高い裁判所を作ることにより、裁判の短縮化を図れるのではないでしょうか。



### ミュンヘン税理士会 訪問記

林 めぐみ

10月6日(金)午後、ミュンヘン市内の税理士事務所 RICHTER & PARTNER にて、代表税理士のリヒター氏に御講演頂きました。

この事務所は2001年10月に開業。税理士、公認会計士、弁護士16名を含む、従業員数100名以上の大規模な税理士事務所で、高い専門性、税と法のコンビネーションを売りに、幅広い業務をこなしているという。最近とくに顧客に求められている業務はアドバイザー、コンサルタントとしての業務で、日本と同様、ドイツにおいても税理士の業務が単に税務に止まらず、経営、法律相談に多角化しており、それに対応するべく税理士のうち3名は弁護士資格も有しているという。事務所の報酬体系については、担当者に応じた時間報酬が設定されており、基本的に、前決めということです。数年前は、税理士報酬について前もって話すことはあまり好まれなかつたようですが、今はトラブル防止や顧客のニーズも考えて、報酬について前もって顧客と相談することは必須になっているという。税務、会計業務に限定すると、報酬に限りがあるため、コンサルタント業務は時間報酬が高い業務の一つということです。コンサルタント業務については、企業のコンサルタントのほか、個人の富裕層をターゲットとした財産管理ということも行っているとのことです。

そして、実際の申告業務の流れの説明に移り

ました。ドイツにおいては、金融機関と税理士事務所と会計ソフト会社（D A T E V）の連携が取れており、金融機関の取引から自動的に仕訳を生成することが可能ということで、実際のソフトを見せていただきました。もちろん売上税（消費税に相当）の課税区分等、税理士が確認すべきことはありますが、日本における自計化の流れの一歩先を見たような気がしました。



ドイツのミュンヘンは、個人的に10年ほど前に一度訪れたことがあったのですが、今回の訪問は、言うまでもなく個人旅行ではなかなか訪れるることのない場所ばかり訪問することができ、非常に貴重な経験をさせていただきました。税理士として、今後の税理士像、電子申告、財政裁判と、吸収すべきことがたくさんありました。訪れる先々で税理士会の方を始め、多くのドイツの方々に考えられない程の暖かい歓迎を受けたことも非常に驚きました。名古屋税理士会とミュンヘン税理士会の結びつきの深さをひしひしと感じ、ここまで関係を築きあげていただいた双方の税理士会に感謝します。



### ミュンヘン税理士会訪問記

吉田 典保

今回は団員の一般公募があり参加することができました。参加理由としては約13年前第21回日税連公開研究討論会（税理士をめぐる諸問題）のテーマの一つであった「諸外国の税の専門家」の調査研究のための訪問地の一つがミュンヘンでした。税理士という立場で、現在はどのような状況であるか自分自身の目で見てみたいと思いました。今回は公式訪問であり、公的施設も見学できると考え、この様なチャンスは数少

ないと考え、思い切って申込みました。以下は、次の三施設で私が体験した一部分について短くまとめました。内容が、実際と異なっている処がありましたらご容赦下さい。

### ミュンヘン税理士会

税理士パウル・ココット氏による講演（テーマ「税理士事務所における電子データ処理」）は、税理士にとってその処理の必要性を説かれていました。その内容は、①その処理の促進に関し、重要ステップとして約40年前のD A T E V協同組合の創設により税理士各自でやり方を工夫する事態にならなかつたこと、そして今日ではP C が非常に安くなり、現在の重要課題はプログラムであるということ②データ処理の必要性として、税理士市場の変化（中小事務所における利益状況の悪化、その原因の一つとしてE U諸国の同業者との強まる競争）というの2つの要素があると思いました。

### 連邦財政裁判所

財政裁判所の目的、制度について大要の説明を受けました。税理士も代理人となる資格を有します。市町村関係の税金は、対象としません。また、2005年に上告された事件数805件のうち、所得税が37.5%売上税が10.7%の割合であり、売上税は増加の傾向にあるとのこと。

### ミュンヘン第一税務署

ここでは主に2つの事柄について説明を受けました。①電子申告について、やはり技術的にハードとソフトの両方について詳しい人でないと理解できないものであると思いました。コンピュータ相手ですから何か一つ指示とか順序とか違えば動きません。要するにエルスターと言うのは基本的にはデータを伝達するためのソフトであるということでした。次に、②税務調査の調査担当部の規模と調査の流れについては、2004年11月1日の税理士ヴァナー・ツェトル氏の講演にありました「検査命令書」、「質問用紙」などのひな型を確認できました。その命令書には、誰が、どこで、何が調査されるかなど、また調査員の名前も記されているということでした。

今回の訪問では、ミュンヘン税理士会の皆様やその他の訪問先の方々には大変お世話になりました。有難うございました。

## 《日 程 表》

日程：2006年10月4日～10月11日

2006年	都市名	時間	交通機関	視察訪問場所	
10月4日 (水)	名古屋発 フランクフルト着 フランクフルト発 ミュンヘン着	8:15 10:25 15:40 17:25 18:20	ルフトハンザ ルフトハンザ	集合	中部国際空港  ミュンヘン税理士会手配の送迎バスにて ホテルへ移動 到着後、ホテル内レストランで会食
10月5日 (木)	ミュンヘン	9:30 14:00		訪問 訪問	ミュンヘン税理士会〔講演、意見交換〕 連邦財政裁判所
10月6日 (金)	ミュンヘン	9:30 14:00 19:00		訪問 訪問 夕食会	ミュンヘン第一税務署 税理士事務所リヒター&パートナー シューベックス・プラツル
10月7日 (土)	ミュンヘン	終日		見学	ミュンヘン税理士会主催 グレントライテン屋外博物館 ヴィース教会「パイプオルガン・コンサート」
10月8日 (日)	ミュンヘン発 フランクフルト着 フランクフルト発	10:30 11:35 14:15	ルフトハンザ ルフトハンザ		久野会長、橋本副会長、事務総長帰国  中部国際空港着(10/9 8:10)
	ミュンヘン	終日			自由行動
10月9日 (月)	ミュンヘン発 ニュルンベルク着 ニュルンベルク発 ミュンヘン着	7:30 9:30 14:00 16:00		訪問	D A T E V
10月10日 (火)	ミュンヘン発 フランクフルト着 フランクフルト発	11:25 12:30 14:15	ルフトハンザ ルフトハンザ		
10月11日 (水)	名古屋着	8:35		解散	中部国際空港

## ミュンヘン税理士会訪問団参加者名簿

役 職	所属支部	氏 名	訪問時の会務担当
団 長	千 種	久 野 峯 一	名古屋税理士会会长
副 団 長	昭 和	小 川 令 持	名古屋税理士会副会長
団 員	名古屋中村	橋 本 博 孔	名古屋税理士会副会長
	大 垣	田 邊 雅 範	名古屋税理士会副会長
	半 田	大久保 道 男	総務部副部長
	昭 和	荒 川 章 三	総務部員、公開研究討論会準備特別委員会委員
	熱 田	井 上 新	総務部員
	昭 和	小 栗 正 章	業務対策部員、公開研究討論会準備特別委員会委員
	名古屋北	林 めぐみ	制度部員
	名古屋中	吉 田 典 保	
事 務 局	仁 藤 勇	名古屋税理士会事務総長	